

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	
		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実		
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
4 北谷 昭一 8 千葉 実 9 山崎 幸一 10 久保 拓也			
14 秋葉 宏之 17 島田 宗央 18 追永 直哉			
21 羽田 雄一 23 藤井 和人 24 松下 眞二			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第7回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、15名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、3番 松橋委員及び6番 澤口委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年6月24日に開催されました、令和7年第6回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>6月26日、札幌市中央区第二水産ビルにおいて、一般社団法人北海道農業会議第99回総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>6月27日、札幌市中央区第二水産ビルにおいて第46回北海道農業者年金協議会総会を開催し、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>7月7日、コミュニティセンター1階第1会議室において農用地あっせん会議を開催し、これに井上靖委員、和田委員、千葉委員、松田委員が出席しております。</p> <p>7月17日、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議を開催し、これに羽田委員、追永委員が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第7回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。その1、証明願出人は遠軽町 ○○○○さん、所有者は札幌市 ○○○○さんです。土地の所在ですが西芭露○○○番○で地目は、公簿が山林、現況が農地採草放牧地以外、面積は21,597㎡で、利用状況は山林です。申請の理由につきましては、農地台帳補正のためです。現況証明農業委員は佐藤委員、井上豊委員、島田委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人・所有者は北兵村二区 ○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村二区○○○番○の内 外1筆で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は9,578㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、農地台帳補正のためです。現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、和田委員です。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。</p> <p>先に4ページその2について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、6番 澤口委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(澤口委員退席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから4ページその2の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(意義なしとの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。6番 澤口委員の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(澤口委員着席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
事務局	<p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項および第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において3件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>番号1、利用権の設定をした者は、川西 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、川西 ○○○○さんです。</p> <p>土地の所在は川西○○○番○ 外1筆で、地目は、公簿、現況ともに畑で合計面積は54,925㎡でございます。利用権の期限は令和14年8月25日までの10年間として受けていましたが、貸主の都合により令和7年7月18日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号2、利用権の設定をした者は計呂地 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、計呂地 ○○○○さんです。土地の所在は計呂地○○○番○で、地目は、公簿、現況ともに畑、面積は1,938㎡でございます。利用権の期限は令和9年11月30日までの5年間として受けていましたが、貸主の都合により令和7年7月14日に合意解</p>

	<p>約に達したものでございます。 (別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>番号3、利用権の設定をした者は北兵村一区 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、北兵村一区 ○○○○さんです。土地の所在は北兵村一区○○○番○ 外4筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は21,761㎡でございます。利用権の期限は令和16年12月31日までの10年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年7月7日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。
議長	日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとし、</p> <p>内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。所有者移転になります。</p> <p>番号1番、所有権の移転をする者は、川西 ○○○○さん、移転を受ける者は錦町 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在</p>

は、川西〇〇番〇

で面積は7, 866㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年8月8日で、対価の支払い時期は、令和7年9月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1, 101, 000円です。

(別冊資料3ページにより位置説明)

番号2番、所有権の移転をする者は、川西 〇〇〇〇さん、移転を受ける者は川西 〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西〇〇〇番〇 外1筆で合計面積は55, 031㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年8月8日で、対価の支払い時期は、令和7年9月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7, 704, 000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、所有権の移転をする者は、計呂地 〇〇〇〇さん、移転を受ける者は計呂地 〇〇〇〇です。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地〇〇〇番〇 外1筆で合計面積は1, 998㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年8月8日で、対価の支払い時期は、令和7年9月19日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、97, 000円です。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続いて議案書9ページ賃借権になります。

番号1番、利用権を設定する者は北兵村一区 〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者は北兵村一区 〇〇〇〇さんです。土地の所在は北兵村一区〇〇〇番〇 外4筆で合計面積は21, 761㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年8月8日から令和16年12月31日の10年間で、金額は年146, 000円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号2番、利用権を設定する者は富美 〇〇〇〇さん、利用権設定を受ける者は札富美 〇〇〇〇さんです。土地の所在は上富美〇〇〇番〇の内 外3筆で合計面積は39, 320㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年8月8日から令和16年12月31日の10年間で、金額は年117, 000円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

委員一同

これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

議長

(なしとの声)

委員一同

質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。

これで令和7年第7回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員